

Okinawa GO! DO!

いい正月でーびる
しょうがち

2012年9月9日のオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会



民主主義が問われるオスプレイ配備

弁護士 加藤 裕

オスプレイは、ただだか海兵隊員を25名運べる「輸送機」に過ぎない。どこその国が「ミサイル」発射実験をやったなどと騒いでいる人たち、少人数の兵士を着上陸させるだけの兵器を本気で「日本防衛」のために必要と主張しているのは、本当に不思議だ。

それはともかく、オスプレイの沖縄配備は、日本にはまだ民主主義が実現していないことを再認識させられる事件だったといえる。

辺野古の新基地建設のための環境アセスメントをやり直せ、という訴訟で、昨年3月、SACO合意当時の日本側担当者であった高見沢将林元防衛省防衛政策局長を尋問した。96年のSACO当時、米軍側は新基地にオスプレイを配備する予定を明記するよう求めていたのに対し、高見沢氏ら日本側は、新基地はあくまでも「ヘリ基地」であるとして隠蔽するよう求めた。日本政府は、このときから実際に配備する直前まで15年間、オスプレイのことは知らない、とシラを切り続けた。配備を明記すると県民の反対がより強くなり、新基地建設に支障が生じると考えたからであった。そして、高見沢

氏は、このカラクリが明らかになった昨年時点でも、尋問に対し、守秘義務があるとしてオスプレイ配備の交渉経過をまったく明かさずとしたかった。本当に配備が必要と考えるならば、それを国民に明らかにして説得するのが政治の役割であるはずなのに、残念ながらそうはなっていないのである。

昨年9月9日のオスプレイ反対県民大会は、とても印象的な大会だった。家族連れやクラブ活動の子どもたちなど、あらゆる人々が集まっていった。そこに県民の総意があった。そして、県内すべての自治体で配備反対決議がなされ、全首長が反対意思を表明した。民主社会であれば、せめて日本政府は、アメリカに対して、これだけ地元への反対があるのだから配備をいったん延期して代替策を検討してほしい、と要求するはずである。しかし、わが国政府は、アメリカに対しては一切異議を述べず、有無を言わず沖縄県民に押しつけた。

こういう民主主義の成熟していない日本の政治を変えることこそが、オスプレイや米軍基地に悩まされない平和な沖縄をつくる道なのだ。

―改憲阻止の視点から―

弁護士 阿波根 昌 秀

一、自民二九四、民主五七、維新の会五四、公明三二、みんなの党一八、未来の党九、共産党八、社民党二、国民新党一、新党大地一、右が今回の総選挙の結果です。

公約違反の民主党の凋落は当然の結果でしょうが、わずか三年前の総選挙で国民から総すかんを喰らった自民党が大巾に議席をとりもどし、ウルトラ右翼の維新の会が第三党の位置を占めるようになったことは、異様と云うほかありません。

しかし、このような結果となったからと云って、自民・維新が国民から圧倒的支持を得たわけではありません。

戦後最低の投票率と云われる五九・三％（小選挙区）で、自民が獲得した票は前回より一六六万票も減らし、全有権者数の三〇％にも達しません。同党は小選挙区で有効投票の四割台の得票で八割もの議席を得ています。これは、小選挙区中心の選挙制度のいびつさを如実に示すものと云えます。民意が正しく反映される選挙制度への改革が強く求められます。

二、自民党の安倍総裁は選挙前、「国防軍を創設する」、「集団的自衛権を行使できるようにする」と発言し、憲法九条改正の姿勢を明確にしていました。同総裁は選挙後、「先ずは憲法九六条を改正したい」と一見トーンダウンしたような発言が多くなりました。これには深い意図が隠されています。ここで憲法をひもといってみましょう。

憲法九六条第一項

「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

右に云う「各議院の総議員の三分の二」とは、衆議院及び参議院のいずれの議院においても現に存在する議員の三分の二を意味するものであり、両議院の現在議員数の合計の三分の二ではありません。この条項によりわが国の憲法改正の要件は非常に厳しいものとなっています。（講学上は硬性憲法と云います）

従って憲法を改正するには衆議院で三二〇名、参議院で一六二名（二四二の三分の二以上）の賛成が不可欠です。（逆に八一名で阻止できる）

ところで憲法改正のための具体的手続を定める法律（憲法改正手続法）が二〇〇七年五月一八日に公布され二〇一〇年五月一八日に施行されました。この法律の第六八条の三には、憲法改正原案の発議は内容において関連する事項ごとに区分して行う旨の規定があります。従って、例えば憲法九条の改定の発議と議院内閣制を改訂する発議を一緒にすることはできません。

今度の選挙勝利の勢いに乗って、安倍が直ちに憲法九条の改正を企てたとしても衆議院では発議ができて参議院では容

易ではないでしょう。そこで安倍は九条の改正を今直ちに提案せずに、先ずは憲法第九六条を改正し、憲法改正の要件を緩和する（例えば二分の一で発議できると改訂する等）方針をとったと云えます。このことは安倍・石破自民党が先を見据えて一歩一歩確実に改憲の歩みをはじめたもので、まさに危険な動きそのものとみななければなりません。

三、この選挙で維新の会が五四議席獲得したのも不気味です。同党の石原代表は尖閣問題に関し、「我々日本人はどうすべきか、中国に対し「強い態度で臨む」とか「寄りば斬るぞ」と威嚇するには何が必要かを考えるべき秋ではないか。」とか一現時点でも、通常兵器での戦闘なら、海軍でも空軍でも日本が遙かに上でしょう。中国の空母なんか、ソ連の中古で「張りの虎」もいいたころ、艦載機の離発着訓練だって口くによつていない代物。向こうが軍艦を出すと言えば、こっちだって軍艦（イージス艦）を出すと云えばいい。」等々、尖閣防衛は日本人自ら闘う覚悟を示すべきだと吠えかかっています。

同党は日米同盟を強化し集団的自衛権を行使すべきと強く主張していることから、今後自民党を右サイドから突き上げ、改憲世論の盛り上げに馬鹿力を発揮するおそれがあります。来る夏の参議院議員選挙では「憲法改正」が従来 of 選挙より比較にならない程大きな争点となるはず。この大政争点を勝ち抜くためには、政治戦略の転換、変更も考えなければなりません。

「保守・革新」「共産・社民・未来・公明」等の枠を越えた改憲阻止の大連合の構想を模索すべきだとは言えないでしょうか。

二〇一二年二月二〇日

赤ちゃん誕生～誰が誰の子どもでしょう？～



兵之丞くん
へいのじょう

2011年10月13日生



直央くん
なお

2011年11月27日生



泰陽くん
たいよう

2012年5月16日生



麻智ちゃん
まち

2012年8月14日生



緒乙ちゃん
おと

2012年9月17日生



恒平くん
こうへい

2012年12月23日生



初！アフリカ！

弁護士 赤嶺 朝子

昨年3月末、野生のゴリラに会いに、初めてアフリカ大陸に上陸しました！

沖縄から目的地のウガンダ共和国までは、ドバイ経由で約1日かかり、やはりアフリカ大陸は遠いなど感じました。

ウガンダは、アフリカ大陸の東側に位置し、ビクトリア湖に面しているため、雨量が多く、農業が盛んな国です。上空から見ると、緑が多く、大地が水々しいとすら感じました。ウガンダに到着する前に通過したエチオピアは、緑がほとんどなく、茶色の大地が続いていましたので、アフリカ大陸といってもこんなにも違っのかと思いました。

エンデベ空港から首都カンパラに向かうまでは、一直線の赤土の道路が続いており、その脇には集落が点在し、各集落には



アフリカゾウ

果物やイモ、野菜等が店頭で置かれていた。小さな商店やウシ（おそろ）の肉がそのままぶら下がっている青空店舗が並んでおり、大きな樹の下には成人男性が集まっておしゃべりしたり、携帯電話を掛けている人、野外でミシンを回している人、頭に大きな荷物を乗せて



ゴリラ

歩いている女性等の姿がありました。家の周りには、主食のバナナの木が何本も植えられており、平地では紅茶畑が、山の斜面にはバナナ畑が広がっていました。このような風景は、移動する街々で見られました。

ウガンダに行く前のアフリカのイメージは、テレビのCMで流れているとおり、飢餓で苦しむ人が多いが、自然が残っている国だと漠然と思っていましたが、食べ物も携帯電話も身近にあり豊かな暮らしをしているなど感じました。また、私は復帰後の生まれのため昔の沖縄を知りませんが、人々のゆっくりした動きや風景が写真でみる戦前の沖縄の風景に似ているなど感じました。

お目当てのゴリラやチンパンジー、ライオン、シマウマ、ゾウ、カバ等の動物は、ウガンダの場合、それぞれ異なる国立公園にあり、それぞれの国立公園では訓練を受けたガイドが同行していなければ入園できない等観察のルールが決まられており、野生動物に負担にならないように配慮がなされていました。

国立公園の中にも、村があり、カバがいる水辺の横で、少年たちが水遊びをしていたり、村人が船をだして漁をしており、ライオンが住んでいる場所で地元の人が自転車で通過したりするなど、動物と人間が近くで生活していました（国立公園化することで村ごと退去させられた村もあったそうです）。

国立公園内の宿泊施設は、イギリスの植民地時代の名残があり、日本のビジネスホテルより快適でした。

一般家庭には電気はほとんど通っていませんが、観光客が宿泊する施設には電気・水道が通っていました。首都カンパラにはショッピングモールもあり、今後先進国のような開発を進める方向だそうです。また、これまで人々の間で紛争が起こっていても、集落の年長者がそれぞれから話を聞いて解決していたようですが、近年はこのような解決方法ではなく裁判に訴え出るケースが多くなり、人々も都市化しているそうです。

アフリカの中でも比較的緑が多いウガンダでも、ゾウやライオン、ゴリラ、チンパンジー等の野生動物の生息地は、国立公園に限られており、また、山はバナナ畑などに農地化されており、国立公園以外にはほとんど自然が残っていない印象でした。その地域にある自然はその地域で保全していかなければ代替がきかないものだと強く感じました。

初めて見る野生動物に興奮し、楽しい旅でしたが、至るところで大量生産大量消費が推し進められていて、これだけ良いのかと自問自答する旅でもありました。今年も、残されたやんばるの自然、那覇空港第二滑走路の建設が予定されている大嶺海岸の自然を守るためにまた頑張りたいと思います。楽しい旅行をしたり、自然環境を保全できるのは、平和が前提にあると思います。昨年選挙結果で戦争の足音が近づいているように思いますが、戦争をしない国、憲法9条を守ること、自然環境保全とともに頑張りたいと思います。今年もよろしくお願いたします。



主食のバナナ(黄色)ととうもろこし(白)

弁護士会のお仕事

弁護士 横田 達

2012年度、沖縄弁護士会の会長となったのは当事務所所属の加藤弁護士。私も、弁護士会の理事として、主に総務を担当しています。

さて、弁護士会って何をしているんでしょう。

弁護士会そのものは、強制加入の職業団体ですが、弁護士法という法律に基づく存在だということに特色があります。そして、「基本的人権の擁護」を掲げる弁護士法1条を受け、弁護士会も、人権問題についての取り組みを行っています。

例えば、国際的な子の連れ去りに関するハーグ条約について、これを国内で実施するための国内法の整備が進められています。この条約そのものは是非はともかく、これが国内で実施されれば、国際結婚の日本人女性の割合が全国一高い沖縄においては、大きな影響が出ることでしょう。しかも、その国内法においては、裁判管轄が東京家裁と大阪家裁の2か所に限定されてしまう可能性が高く、離島県である沖縄の人間にとっては、

著しい負担となるおそれがあります。そこで、沖縄弁護士会では、県選出の国会議員に要請行動を行なうなどして、東京や大阪だけに管轄を限定するべきでないことを訴えてきました。

上記は一例ですが、このほかにも、基本的人権の担い手となる法曹養成の問題や、墜落のリスクが高く生命、身体、財産の安全を脅かす危険な航空機オスプレイの問題などの人権問題についての取り組みを進めています。

もちろんこのような人権課題のほかにも、会としての意思決定、裁判所や検察庁などとの間の連携、マスコミとの意見交換、さらには会員の登録事項の変更や会費の減免など会員の身分に関するものから日常業務的なものまで、弁護士会では、日々いろいろな業務が取り扱われています。

年末、ある大先輩の言葉を聞く機会がありました。100歳近い年齢にもかかわらず、力強く人権の擁護を訴えるその姿に、弁護士のありべき姿を見たような気がしました。

住民不在のまちづくり

～那覇市新都心の例から～

自然 喜多 弁護士

那覇市新都心地区(おもろまち)において、超高層ビルの建設が進んでいる。高さ100メートルを超える、地上30階の県内最高層のマンションが二棟建つ計画で、同じ敷地にはオフィス・商業施設やホテルなどが入るビルがほぼ完成している。

新都心地区は1987年に米軍より返還された後、急速な発展が進んだ場所である。マンション棟を含む一連の計画は、本土の大手企業を中心となり、「地域再生」を標榜して「亜熱帯庭園都市」を形成しようとするもので、これを沖縄の経済発展の象徴のように捉える風潮もあるが、実際は地域再生とはかけ離れた、住民不在のまちづくりの象徴と言わざるを得ない。

景観の変更、排気ガス、大規模な交通渋滞などに悩まされることになる。

しており、容積率違反等を理由とした訴訟にも発展している。

さらに問題なのは、都市計画の主体であるはずの住民が全く蚊帳の外に置かれていることである。建築協定の締結に向けた話し合いも実現していない。

新都心地区は1987年は1987年

敷地にはオフィス・商業施設やホテルなどが入るビルがほぼ完成している。

新都心地区は1987年に米軍より返還された後、急速な発展が進んだ場所である。マンション棟を含む一連の計画は、本土の大手企業を中心となり、「地域再生」を標榜して「亜熱帯庭園都市」を形成しようとするもので、これを沖縄の経済発展の象徴のように捉える風潮もあるが、実際は地域再生とはかけ離れた、住民不在のまちづくりの象徴と言わざるを得ない。

高層ビルが複数建つと、周囲の風の流れが変化し、ビルの間を突風が吹く(ビル風)ことが知られている。昨年9月の台風17号により、建設中のビルの窓ガラスが破損、それが近隣住宅のベランダに飛来し、住宅の窓ガラスが割れるという被害も現に発生している。

これらの被害に関して住民側から説明の要求がなされたが、当初仲介役の役割を約束したはずの那覇市や、当事者たる事業者は説明会すら開催する様子がない。

地域の経済発展は、地域住民がその場所を住みよいと感じられることが出発点であり、一部の住民を犠牲にし、都市計画を無視して大規模開発を行うことは間違いである。住環境の確保を最優先にした、住民主体のまちづくりが必要だ。

実はこの高層マンションは、片側一車線の幅員6メートル程度の細い道を隔てて、住宅の建ち並ぶ地域と隣接しているが、これはゾーニングによる住環境の保全を基本とする都市計画の理念からすればおおよそ考えられない事象である。隣接する住宅地区は、



低層住宅地域に隣接して建設が進む超高層マンション

ひとりでも多くのハンセン病 「非入所者」に補償金を

弁護士 上原 智子

「ハンセン病『非入所者』とは、耳慣れない言葉かもしれませんが。

ハンセン病は、らい菌による感染症で、末梢神経が麻痺したり、皮膚がただれたような状態になるのが特徴です。感染力は非常に弱く、適切な医療を受ければ治療する病気です。

かつて、ハンセン病患者は激しい差別の対象となり、国策として療養所に入所させられ、墮胎手術などを受けさせられてきました。沖縄も例外ではありませんでした。ただ、沖縄のハンセン病患者は、比較的軽微で、患者数も多かった上、米国民政府（琉球政府）時代に制定された「ハンセン氏予防法」が療養所からの退所と外来・在宅治療を認めたこともあり、療養所に入所せず、通常の社会生活を送りながら外来診療を受診する患者も少なくありませんでした。それが

いわゆる「ハンセン病『非入所者』」です。「非入所者」は、療養所に隔離されることはありませんでしたが、強烈な差別をおそれ、患者であることは家族にも知られてはならないと細心の注意を払いながら暮らしてきたと聞きます。その精神的負担感、孤独感がいかほどのものだったでしょうか。他人と深く交わることができず、結婚をあきらめたり、職を転々としたりした方もいます。

このような「非入所者」も、政府がすすめた隔離政策によって大変な苦勞を強いられたため、一定額の補償金や給付金の支払いを受けることができます。補償金等の支払いを受けるには、提訴が必要です。しかし、「非入所者」は、横のつながりがほとんどなく、それを知らない方が少なくありません。最近も、県内の非入所者528人のうち84%にあたる444人が未提訴であることが報道されました（2012年10月28日琉球新報）。

ひとりでも多くの「非入所者」に請求権があることを知っていただきたい、そして支払いを受けることを希望する方には提訴のお手伝いをさせていただきます。ぜひ、この頃です。

沖縄にも“どんぐり”があるって、知っていますか？

事務局 東江 民枝



マテバシイのどんぐり

えます。切った木の多くは安価なチップ材に加工されます。伐つて造林すると国や県から補助金が出ます。税金がやんばるの森の伐採に使われているのです。この林業のために林道をつくることによってまた多額の補助金が出ます（この補助金をめぐって住民訴訟が継続中）。山に行くようになって知りましたが、やんばるには網の目のように林道が走っています。台風の後には、木々が林道に覆い被さり、法面は崩れ、赤土がむき出しになっていました。赤土で染まった川が海に流れ込み、海をも真っ赤に染めていました。大好きな海がこうも変わり果て、生き物たちはどうなっているのかと悲しく、また憤りを覚えました。

このやんばるの問題を知ってから、山と海、自然との繋がりをより強く感じます。広い森を見たら、伐られているのはわずかさじやないかという人もいるかもしれませんが、しかし、その伐採によりヤンバルクイナもノグチゲラもリュウキュウヤマガメもハブもたくさんやんばるの生き物たちは住みかを奪われ、生きていくことができなくなります。生態系の破壊は拡がっていくのですから。

このやんばるの森を守り、ステキなやんばるの森を広めたいと、やんばるの森を見守ってきた人々と弁護士が2012年4月に立ち上げたのが「やんばるDONぐりーず」です。これまで伐採現場の調査に参加したり、新たな伐採計画への抗議声明、観察会等を行いました。今後は定期的な観察会の開催、カレンダーや絵がぎの作成等々計画しています。今年（2013年）「やんばるDONぐりーず」の本格的な始動にびっぴりの年です。あなたも一緒にやんばるを歩いてみませんか？

追伸・・・5月に写真展の開催が決まりました！ぜひご参加ください。

ハンセン病非入所者和解期限迫る 県内84%未提訴

請求権は16年まで 給付金受けられず

「ハンセン病非入所者」は、療養所に隔離されることはありませんでしたが、強烈な差別をおそれ、患者であることは家族にも知られてはならないと細心の注意を払いながら暮らしてきたと聞きます。その精神的負担感、孤独感がいかほどのものだったでしょうか。他人と深く交わることができず、結婚をあきらめたり、職を転々としたりした方もいます。

このような「非入所者」も、政府がすすめた隔離政策によって大変な苦勞を強いられたため、一定額の補償金や給付金の支払いを受けることができます。補償金等の支払いを受けるには、提訴が必要です。しかし、「非入所者」は、横のつながりがほとんどなく、それを知らない方が少なくありません。最近も、県内の非入所者528人のうち84%にあたる444人が未提訴であることが報道されました（2012年10月28日琉球新報）。

ひとりでも多くの「非入所者」に請求権があることを知っていただきたい、そして支払いを受けることを希望する方には提訴のお手伝いをさせていただきます。ぜひ、この頃です。

2012年10月28日「琉球新報」

はじめまして～入所のご挨拶

弁護士 白 充

はじめまして。
2012年12月から沖繩合同法律事務所 所で弁護士として勤務している白充(ペクチュン)です。
私は、福井県敦賀市で生まれました。中学までは福井、高校3年間は愛知、大学4年間は東京(その間実家は大阪)、大学院3年間は埼玉で過ごし、修習地は沖繩を選びました。

在日朝鮮人3世として生まれた私は、私と同じ在日朝鮮人の方々の様々な悩みに対応できるようにになりたいと思い、沖繩を選んだ理由は、自らの独特な文化を守りつつ、新しい時代に対応し、現実と向き合って生きていこうとする沖繩の方々の姿に、感動と共感を抱いたからです。

修習のため初めて沖繩に来た私は、歴史、文化、民族、基地、生活、笑顔、怒り、涙、闘い、争い、不安、そして明るい未来、その全てが複雑に絡み合っこの土地の現実に、強い衝撃を受けました。同時に、その複雑さは、戦争と分断、支配と抵抗を抱え続ける私たちが在日朝鮮人と重なる部分があると感じました。

修習中は、沖繩での就職も考えながら、在日朝鮮人である私が在日朝鮮人の多くない沖繩という土地で何ができるのか、やはり当初の志のままに在日朝鮮人が多い土地で働くべきではないか、幾度となく悩みました。

しかし、沖繩県外で就職活動をする中で、私自身の国籍変更が採用条件であったり、事務所受任する事件以外は受任しないことが採用条件であったりと、私は自らが受け入れ難い現実に直面しました。そのような中、修習先でもあった沖繩合同法律事務所は、私の国籍はもちろん、私の志や思いを理解してくれました。

尊敬できる先輩弁護士、頼れる事務員、明るい雰囲気、私(在日朝鮮人)への理解。沖繩県外での就職活動を重ねる度に、沖繩合同法律事務所の魅力を知ることになった私は、ここでの就職を希望するに至りました。

先に述べた私の悩みは、未だに解決できていません。

しかし、これから出会う事件一つ一つに真摯に向き合いながらその悩みを解決していきたいと思えます。

そして、弁護士として、国籍や民族、目の色や肌の色、生い立ちや信条に関係なく、全ての人の悩みに正面から向き合い、その人がその人として生まれてきたことを誇れるような人生を歩めるよう、全力で手助けをさせていただきたいと思えます。

まだまだ未熟ではありますが、一生懸命に頑張っていきますので、これからよろしくお願いたします。

2013年の抱負

事務局長 金城 朋子
初心に戻ること、自分を含め家族の健康管理第一でがんばります。

事務局長 前田 大一
子どもと一緒に早寝早起きできるように心がけます。

憲法普及協議会事務局 山吉 まゆみ

事務局長 川平 恵子
慌ただしい日常に流されず、「考える」「感じる」ことを意識して過ごしたいです。

事務局長 小林 拓也
二児の父となりまして、体力勝負になりました。

事務局長 東江 民枝
「柔」身も心も 柔らかく。

弁護士 横田 達
不惑の一年に。

事務局長 當間 悠希
子育てを楽しむ!!

事務局長 名城 麻里
一、学習し改善阻止し、
二、女子力向上、
三、嵐に再会。

弁護士 喜多 自然
マラソン挑戦!

弁護士 上原 智子
子どもの目線とペースで、せめて気持ちは大らかでありたい。そのためにも、息抜き名人を目指すぞ!

麻智
まーちーで〜す! 0歳!

事務局長 内間 正子
事務所にヨカ部が発足しました。おいていかれないよう頑張ります。

弁護士 加藤 裕
改善阻止!
9条を世界に!

弁護士 阿波根 昌秀
イチデーシナトウン。改憲フラグが大進出。参院選で、イトカズ、仁比を勝利させ、憲法護ろう!

弁護士 白 充
(ペク・チュン)
焦らず、真摯に、
「コツコツ」

弁護士 赤嶺 朝子
今年こそ
マイナス5キロ!

今年もどうぞよろしくお願致します。 沖繩合同法律事務所所員一同